

■「損保質権帳票作成ツール」Q&A_2024年10月1日版

質権者様が「損保質権帳票作成ツール」をご使用いただくにあたってのQ&Aです。ツールは日本損害保険協会ホームページからダウンロードいただけます。
 <損保質権帳票作成ツール掲載ページ> <https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/shichiken-chohyo/index.html>

#	カテゴリ	ご質問	ご回答
1 - 1	「損保質権帳票」全般	自社で質権関連帳票（金融機関独自帳票）を備えているのですが、「損保質権帳票」を使わないと受け付けしてもらえませんか。	いいえ。貴社の帳票もご使用いただけます。しかしながら、「損保質権帳票」作成趣旨に鑑み、切り替えをご検討くださいますようお願い申し上げます。 「損保質権帳票」をご使用いただくことで、質権者様に以下のメリットがございます。 <ul style="list-style-type: none"> ・保険会社の確認時間が短くなり、承認結果等を早期にお送りできる可能性が高まること。 ・事故発生時の保険金支払い対応を迅速化・簡素化できる可能性が高まること。
1 - 2	「損保質権帳票」全般	入力の仕方の確認がありますが、どちらへ相談すればいいですか。	質権設定対象とする保険の契約手続きを行う損保代理店または保険会社の営業課支社にお問い合わせください。
1 - 3	「損保質権帳票」全般	「損保質権帳票」で依頼等可能な保険会社を教えてください。	以下の保険会社宛にご使用いただけます。 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 A I G 損害保険株式会社 共栄火災海上保険株式会社 ジェイアイ傷害火災保険株式会社 セコム損害保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社 S O M P O ダイレクト損害保険株式会社 大同火災海上保険株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 日新火災海上保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社 明治安田損害保険株式会社 楽天損害保険株式会社 Chubb損害保険株式会社 現代海上火災保険株式会社 ニューインディア保険会社 スイス損害保険会社 なお、これらの保険会社でも保険種類等によってご使用いただけないケースがあります。詳細は「損保質権帳票作成ツール」の「会社・帳票選択シート」をご参照ください。
1 - 4	「損保質権帳票」全般	宛先保険会社の選択肢にない保険会社に依頼したいのですが、どうしたらいいですか。	宛先保険会社の選択肢にない保険会社に対しては、「損保質権帳票」はご使用いただけません。当該保険会社へお問い合わせください。
1 - 5	「損保質権帳票」全般	保険会社によって作成できる帳票種類が異なるのはなぜですか。	保険会社により受付可能な帳票が異なるためです。
1 - 6	「損保質権帳票」全般	「損保質権帳票」なのに保険会社によって文言等が異なる箇所があるのはなぜですか。	販売している商品（特約）が異なることなどによるものです。
1 - 7	「損保質権帳票」全般	「損保質権帳票」は火災保険以外の保険種類でも使用可能ですか。	保険会社により異なります。詳細は「損保質権帳票作成ツール」の「会社・帳票選択シート」をご参照ください。

#	カテゴリ	ご質問	ご回答
1 - 8	「損保質権帳票」全般	返還保険料請求権や満期返れい金請求権等に質権を設定する場合、「損保質権帳票」は使用可能ですか。	使用可能です。設定方法は入力要領をご覧ください。
1 - 9	「損保質権帳票」全般	根質権設定で包括根質権設定のため極度額が確定していません。極度額を入力できないまたは「現在および将来の一切の債権」などと包括的な指定をしたい場合、どうしたらよいですか。	「損保質権帳票」では、質権で担保する対象債権を特定するため、根質権の場合は必ず極度額を入力いただきます。左記の場合の対応方法等の詳細は損保代理店または保険会社の営業課支社へお問い合わせください。
2 - 1	入手	損保協会ホームページから「損保質権帳票作成ツール」(Excelファイル(.xlsx))をダウンロードできません。どうすればよいですか。	質権設定対象とする保険の契約手続きを行う損保代理店または保険会社の営業課支社にお問い合わせください。「損保質権帳票」をご提供します。
2 - 2	入手	「損保質権帳票作成ツール」(Excelファイル(.xlsx))を開ける環境がありません。どうすればよいですか。	質権設定対象とする保険の契約手続きを行う損保代理店または保険会社の営業課支社にお問い合わせください。紙媒体の「損保質権帳票」をご提供します。
2 - 3	入手	損保協会ホームページからダウンロードした「損保質権帳票作成ツール」を業務用PCに保存して使用してもいいですか。 また、入力完了後、「損保質権帳票作成ツール」をそのまま保存してもいいですか。	最新バージョンであることが確認できている場合は使用可能です。 バージョン変更を行う可能性があるため、都度ホームページにアクセスいただくことが望ましいですが、難しい場合は定期的なバージョン確認をお願いいたします。 入力完了後、保存いただくことも可能です。ただし個人情報が含まれることが想定されるため、入力および印刷完了後、入力内容は消去いただくなどご注意ください。なお、個人情報の取扱いについて社内規程等に定めがある場合は、そちらに従ってください。 なお、「損保質権帳票作成ツール」の保存については、バージョン変更を行う可能性があるため、都度ホームページにアクセス・ダウンロードいただくことを推奨しています。
3 - 1	作成	「帳票作成に進む」ボタンや作成する帳票名称ボタンを押下しても帳票入力シートに遷移しません。どうすればよいですか。	「損保質権帳票作成ツール」はWebブラウザ上ではご使用いただけません。損保協会HPからダウンロードいただいているかご確認をお願いします。 ダウンロードできない場合や、ダウンロードしていても動作しない場合は、損保代理店または保険会社の営業課支社にお問い合わせください。
3 - 2	作成	「損保質権帳票」の記載文言をExcel上で直接修正することや「損保質権帳票」にない項目を追加することは可能ですか。	いいえ。ツール上で直接修正することはできないため、文言修正が発生する場合は、出力した用紙上で手書きにて修正いただくようお願いいたします。その場合は訂正印が必要となります。 また、「損保質権帳票」に無い項目を追記する必要がある場合は、連絡欄にその旨記載ください。 なお、2枚目（承認書など、後日保険会社から送付するもの）が付いている帳票の場合は、2枚目にも同様の修正をしてください。
3 - 3	作成	「損保質権帳票」はExcel上での入力が想定されていますが、印刷のうえ手書き記入してもいいですか。	はい。手書き記入もいただけます。手書き記入の場合、2枚目以降も全ての欄の記入および訂正印等の取り付けをお願いします。
3 - 4	作成	エクセルを使用できないため、帳票をまとめて紙で出力して保管してもよいですか。	はい。紙で出力して保管いただいて構いません。 バージョン変更を行う可能性があるため、定期的なバージョン確認をお願いいたします。
3 - 5	作成	両面印刷や縮小印刷、2in1（2アップ）で印刷した帳票は使用できますか。	いいえ。ご使用いただけません。各帳票はA4縦・片面で印刷しご使用ください。

#	カテゴリ	ご質問	ご回答
3 - 6	作成	印刷したら文字が見切れてしまいました。どうすればいいですか。	見切れが発生してしまう場合は、お手数ですが損保代理店または保険会社の営業課支社にご連絡ください。 ツール作成にあたり複数環境で検証を行い、見切れが発生しないことを確認していますが、お使いの環境・プリンタによっては見切れが発生する場合がございます。何卒ご了承ください。
3 - 7	作成	印刷環境がありません。どうすればいいですか。	質権設定対象とする保険の契約手続きを行う損保代理店または保険会社の営業課支社にお問い合わせください。紙媒体の「損保質権帳票」をご提供します。
4 - 1	運用	「損保質権帳票」のバージョンアップ情報を知りたいのですが、どこで確認できますか。	損保協会ホームページ (https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/shichiken-chohyo/index.html) でお知らせします。 なお、法令等の改正に伴うバージョンアップなど、質権事務にかかる重要なバージョンアップを行った際には、関係団体様等を通じてお知らせする予定です。
4 - 2	運用	旧バージョンの「損保質権帳票」で各種帳票を作成した場合、そのまま使用できますか。	バージョンによるため、損保代理店または保険会社の営業課支社にお問い合わせください。 なお、なるべく再作成いただきますようお願いいたします。
4 - 3	運用	保険会社に依頼後、旧バージョンの「損保質権帳票」を使用していたことに気づきました。どうすればいいですか。	保険会社からの連絡をお待ちください。ご使用いただいたバージョンによっては、再作成をお願いする可能性もございます。
4 - 4	運用	誤った保険会社を選択して各種帳票を作成した場合、そのまま使用できますか。	いいえ。ご使用いただけませんので、お手数ですが再作成をお願いいたします。 なお、既に保険会社に送付している場合は、損保代理店または保険会社の営業課支社にお問い合わせください。
4 - 5	運用	「承認書」を印刷せずに保険会社に提出してしまいました。どうすればいいですか。	個別の対応となりますので、損保代理店または保険会社の営業課支社までお問い合わせください。